

パークグランディエデナ自主防災会規約

(名称)

第一条 この会は、パークグランディエデナ自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第二条 本会の活動拠点は、パークグランディエデナ共有棟とする。

(目的)

第三条 本会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、住民の隣保協同の精神に基づき自主的な防災活動を行い、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための、地域の基礎的情報の収集と整備に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、初期消火、救出・救護等応急対策等に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄及び管理等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第五条 本会は、パークグランディエデナに居住する世帯をもって構成する。

(役員とその責務)

第六条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
会長は、本会を代表し、会務を総括し、平常時及び地震等の発生時における防災活動の指示・統括を行う。
- (2) 副会長 2名
副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- (3) 防災委員 数名
防災委員は、本会の防災計画の立案及び活動の推進にあたり、災害発生時の防災活動に携わる。

(役員を選出)

第七条 会長は、パークグランディエデナ自治会(以下「自治会」という)会長がこの任に当たる。

- 2 副会長は、パークグランディエデナ管理組合(以下「管理組合」という。)防火責任者と自治会副会長(防災担当)がこの任に当たる。

3 防災委員は、次のものより構成される。

- (1) 管理組合理事（防災担当）
- (2) 自治会役員（防災担当）
- (3) 会長、副会長、管理組合理事（防災担当）及び自治会役員（防災担当）から推薦され、自主防災会で承認された者。

（役員の任期）

第八条 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

- 2 役員に欠員が生じたときは、前条により補充することができる。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（会議）

第九条 本会に、委員会を設置し運営を行う。

（総会）

第十条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催し、パークグランディエデナ自治会の定例総会と合わせて開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決し、又は他の会員を代理人として評決を委任することができる。この場合においては、会議に出席したもののみなす。

（委員会）

第十一条 委員会は、会長、副会長及び防災委員によって構成する。

- 2 委員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他委員会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第十二条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 防災知識の普及に関すること。
 - (2) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 基礎的情報の収集と整備に関する事。
- (5) 他組織との連携に関する事。
- (6) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。
- (7) その他必要な事項。

(パークグランディエデナ消防計画)

第十三条 本会は、消防法規定による管理組合策定の「パークグランディエデナ消防計画」の「自衛消防隊編成」、「住民への通報」、「消火」、「救護」等について、管理組合管理権原者より一部委任される。

(雑則)

第十四条 この会則に定めない事項で、本会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

付 則

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

平成 19 年 4 月 25 日一部改正。平成 19 年 4 月 26 日から実施する。

平成 29 年 4 月 23 日一部改正。平成 29 年 4 月 24 日から実施する。